

## 長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを着実に実施していくためには、新たな財源確保の検討が必要となっていることから、そのための費用負担のあり方等について、幅広い観点から意見をいただくことを目的として、長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、森林づくりに関する新たな財源確保のための費用負担のあり方や、その財源を活用して実施する施策等についての検討・提言を行う。

### (委員)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日又は提言を提出する日のいずれか早い日までとする。

### (組織)

第4条 懇話会に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、懇話会の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。